

## 第三章 市町村合併の特例等に関する法律の制定（合併新法）と国の動向

### 第一節 合併新法に向けた動き

#### 一、市町村合併促進プラン（片山プラン）

総務省は、合併特例法の期限を見据えての各種対応策をとりまとめ、平成一五年五月八日、片山総務大臣が「市町村合併の更なる推進のための片山プラン」として経済財政諮問会議に提出した。

市町村合併促進プラン（市町村合併の更なる推進のための「片山プラン」）

平成一五年五月八日

#### 一 個別地域に対する重点的な取組の展開

##### ① 総務省としての積極的な取組

- ア 総務省・市町村合併推進本部の改組・拡充
- ・ 現行の総務省・市町村合併推進本部を総務副大臣を本部長に改組。
- ・ 「市町村合併相談センター」を総務省・市町村合併推進本部内に新設。センター内に相談員を設置。
- ・ 政府・市町村合併支援本部との連携を一層強化。
- ・ 市町村合併の検討が特に要請される個別具体の地域について、都道府県の要請に応じて、当該地域の市町村長、住民等との直接対話による助言を実施。
- ・ 全国の市町村合併の状況等について積極的に情報提供・広報を展開。
- イ ブロック別シンポジウムの開催

・ 市町村合併の検討が特に要請される地域を中心に、政府・市町村合併支援本部員、学識経験者等による住民対話も含んだ形式でのシンポジウムをブロック毎に開催。

ウ 合併協議会連絡会議の開催

・ 法定協議会・任意協議会の会長等の参加による「合併協議会連絡会議」を開催し、市町村合併を検討する市町村間の横のつながりにより合併を促進。

##### ② 都道府県の積極的な取組の要請

ア 「市町村の合併のパターン」のフォローアップの実施

・ 平成一二年八月の指針により都道府県において作成した「市町村の合併の推進についての要綱」の「市町村の合併のパターン」について、市町村合併の推進状況を踏まえたフォローアップの実施を要請。

イ 合併重点支援地域の指定の拡大

・ 上記アを基に、既に任意協議会が設置されている地域等について、合併重点支援地域の指定の拡大を要請。

ウ 都道府県の調整・勧告

・ 上記アに基づき、市町村合併特例法第一六条第五項に基づく都道府県の調整又は地方自治法第二五二条の二第四項に基づく都道府県知事の合併協議会設置の勧告の積極的な運用を要請。

エ 都道府県による市町村合併に対する支援の充実

・ 都道府県による合併市町村への権限移譲や都道府県事業の重点実施等の市町村合併への支援措置を更に充実することを要請。

オ 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報

・ 都道府県が、域内の市町村合併の状況等の市町村合併の最新情報について、広報誌等を通じて住民に対して積極的に情報提供・広報を行うことを要請。

二 積極的な広報の展開等

##### ① 「市町村合併タウンミーティング」の開催

・ 市町村合併について国民の関心を更に高めるため、閣僚、知事、学識経験者等による、政府主催の「市町村合併タウンミーティング」を開催。

## ② 民間団体との連携による市町村合併の推進

- ・(社) 日本青年会議所等の民間団体との協力による各種の連携事業の展開。
- ③ 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報の展開
- ・市町村合併の最新情報等について、積極的な情報提供・広報を展開。

## 三 市町村合併を推進するための法的対応

- ① 市となるべき要件の特例の延長
- ・三万市特例を市町村合併特例法の期限まで一年間延長。
- ② 現行の市町村合併特例法の経過措置
- ・当該市町村の合併について、平成一七年三月三十一日までに関係市町村が議会の議決を経て合併申請を行ったものについては、市町村合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとし、現行特例法の改正法案を次期国会に提出。
- ③ 市町村合併推進のための新たな法律の制定
- ・現行の市町村合併特例法の失効(平成一七年三月)以降の新たな市町村合併推進のための法律について、地方制度調査会における議論を踏まえて検討を行い、速やかに法律案を次期通常国会に提出。
- ア 市町村合併に関する構想(仮称)の策定
- ・新法においては、分権社会にふさわしい基礎的自治体を目指し、必要に応じて、都道府県が新しい合併パターン等を内容とする市町村合併に関する構想(仮称)を策定して、自主的な市町村合併を更に推進。
- イ 都道府県によるあつせん、勧告等
- ・都道府県が市町村合併に関する構想に基づき、必要に応じて、合併に関する勧告や、合併に取り組む市町村間の様々な合意形成に関するあつせん等を行う規定を創設し、調整機能を強化。
- ウ 地域自治組織(仮称)制度の創設
- ・合併により規模が拡大する基礎的自治体において住民自治を強化する観点から、合併前の旧市町村を単位として、基礎的自治体の事務のうち地域共同的な

事務を処理するため、地域自治組織(仮称)を設けることができる制度を創設。(これにより、地域自治組織に旧市町村の名称を冠することにより、合併前の名称を残すことも可能に)

・地域自治組織のタイプは、①行政区的なタイプ(法人格を有しない)と、②特別地方公共団体とするタイプ(法人格を有する)の二つとし、どちらかを選択できるものとする。

## 四 市町村合併の迅速化

・市制施行協議等に約一〇〇日程度要していた国の手続に要する期間を三〇日以内に短縮(合併して市となる際の総務省への内協議の廃止等)するとともに、都道府県に対しても手続の迅速化を要請。

## 二、市町村合併の更なる推進のための今後の取組み

平成一五年六月一日、総務省は「市町村合併の更なる推進のための今後の取組(平成一五年指針)」を知事に示し、都道府県及び市町村に対し、市町村合併への取組の一層の強化を要請した。

○「市町村合併の更なる推進のための今後の取組(指針)」について(通知)

平成一五年六月一日 総行合第一七号

都道府県知事宛総務事務次官通知

地方分権の担い手にふさわしい行財政基盤を有する基礎的自治体を形成するためには、あと二年を切った市町村の合併の特例に関する法律(昭和四〇年法律第六号)の期限である平成一七年三月三十一日までに十分な成果を挙げることができるよう、一層強力に市町村合併を推進していくことが必要です。

全国において、平成一五年六月六日時点で三一五の法定の合併協議会(以下

「法定協議会」という。）が設置され、法定協議会を構成する市町村の数は一、三〇二に及んでおり、この一年間で約五倍に増加しており、各地で市町村合併の取組が急速に盛り上がっています。

このような状況を踏まえ、現在、全国各地において真剣に行われている合併の取組が迅速かつ着実に行われるよう、国、都道府県及び市町村においては、合併推進のための取組を改めて点検し、都道府県の全域にわたる計画的な取組を一層強化する必要があります。

そのため、総務省としても、去る五月八日に、市町村合併の更なる推進のための「市町村合併促進プラン」を取りまとめ、かつ公表したところですが、その内容を踏まえ、別添のとおり「市町村合併の更なる推進のための今後の取組（指針）」を策定しましたので通知します。

各都道府県におかれては、今回お示しした指針に基づき、市町村合併の実現に向けて、一層強力に取り組まれるようお願いいたします。

なお、以上の趣旨及び別添の指針について、貴都道府県内の市町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

○市町村合併の更なる推進のための今後の取組（指針）

平成一五年六月一日

総務省

#### 第一 「市町村の合併のパターン」のフォローアップの実施

「市町村の合併の推進についての指針の策定について」（平成一一年八月六日付け自治振第九五号）に基づき各都道府県において策定した「市町村の合併の推進についての要綱」（以下「要綱」という。）に掲げた事項のうち、「市町村の合併のパターン」については、要綱策定後の各都道府県における市町村合併の推進状況を踏まえフォローアップを行うとともに、次の（一）から（四）の事項について八月下旬までに提出されたい。なお、提出資料の様式等につい

ては別途通知するものとする。

（一）要綱策定後の市町村合併の実績、法定協議会等の設置状況等

① 各都道府県における、要綱策定後の市町村合併の実績及び法定協議会、任意協議会、研究会等（以下「法定協議会等」という。）の設置状況（平成一五年八月一日時点。法定協議会については、各協議会における協議状況（合併の方式、合併の期日、新市町村の名称、新市町村の事務所の位置等に係る協議状況等）も含む）。

② 各都道府県における合併重点支援地域の指定状況（平成一五年八月一日時点）。

③ 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四〇年法律第六号）（以下「市町村合併特例法」という。）第四条又は第四条の二に基づく住民発議並びに条例に基づく住民投票等の状況。

（二）今後の法定協議会の設置予定等

① 平成一五年八月一日から平成一六年三月三十一日までの各都道府県における法定協議会の設置予定（関係市町村において法定協議会の設置に係る議会の議決を得ているもの又は議決を得る具体的な見込みがあるもの）。

② 平成一五年八月一日から平成一六年三月三十一日までの各都道府県における合併重点支援地域の指定予定（本指針第二の二（合併重点支援地域の指定の拡大）の要請趣旨を十分に踏まえた上での今後の都道府県の具体的な指定の予定）。

（三）法定協議会の設置の見込みがたっていない地域についての都道府県としての見通し

① 各都道府県における法定協議会の設置の見込みがたっていない地域（既に任意協議会、研究会等が設置されている地域も含む。）についての、都道府県として市町村合併を推進しうる合併関係市町村の枠組み。

② ①の枠組みのない市町村（現状における人口規模等を明示）。

（四）（一）から（三）までを踏まえた上での平成一七年三月三十一時点における各都道府県内の市町村の状況についての見通し（この見通しについては分

かりやすく地図上に示すものとする)。

## 第二 都道府県における市町村合併の支援策等

各都道府県においては、それぞれの市町村合併の協議の進展等を踏まえ、次の諸点に留意して市町村合併の着実な推進を図られたい。

### 一 枠組み未定地域に対する都道府県による積極的な支援

現時点において法定協議会が設置されていない地域等市町村合併に係る具体的な枠組みが未定の地域(以下「枠組み未定地域」という。)においては、都道府県は、市町村合併特例法第一六条第四項に基づき市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の措置を積極的に講ずるものとし、また、市町村合併特例法第一六条第五項に基づき市町村相互間における必要な調整を行われたい。

さらに、枠組み未定地域については、地方自治法(昭和二十二年法律第六七号)第二五二条の二第四項及び市町村合併特例法第一六条の二第一項の規定に基づき、当該地域の市町村に対し、合併協議会の設置についての勧告を行うことを積極的に検討されたい。勧告は、例えば、合併重点支援地域に指定後一年を経過しても法定協議会が設置されていない地域、法定協議会の立ち上げの気運があるにもかかわらず諸般の事情により関係市町村間の調整が滞っていることにより法定協議会の立ち上げに至っていない地域等が想定される。

### 二 合併重点支援地域の指定の拡大

現下の市町村における合併への取組状況並びに「『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組(指針)」(平成一三年三月一九日総行市第四〇号。以下「一三年指針」という。)及び「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組(指針)について」(平成一四年三月一九日総行市第五三号。以下「一四年指針」という。)の内容を踏まえ、既に数箇所 of 合併重点支援地域を指定している都道府県においても、指定の一層の拡大を行い、都道府県全域のできるだけ多くの地域について平成一五年度の可能な限り早期に合併重点支援地域に指定することを検討されたい。特に、法定協議会が設置されている地域については原則として合併重点支援地域に指定するとともに、任意協

会が設置されている地域についても速やかに合併重点支援地域に指定することができると期待されるよう、都道府県において関係市町村間の調整等に鋭意努められたい。これらの地域については、平成一五年度の早い時期に法定協議会が設置され、合併についての具体的な協議が進展することが望まれる。

### 三 都道府県による市町村合併に対する支援策の充実

都道府県は、地域の実情を熟知した広域の地方公共団体として、市町村合併の推進に当たり重要な役割を担っており、市町村合併特例法の期限である平成一七年三月三十一日まであと二年を切ったこの時点において、都道府県支援本部支援プランの改定等により、市町村合併への支援措置を更に充実することに取組まれたい。

また、一定の人口規模を有する市に権限をまとめて移譲することが市町村合併の促進に資すると考えられることから、地方自治法第二五二条の一七の二の規定に基づく条例による事務処理の特例制度の活用により、都道府県知事の権限をパッケージ化して合併市町村に移譲することに積極的に取り組まれたい。

### 四 法定協議会における協議、廃置分合手続等における具体的な都道府県の役割

#### (一) 合併協議を進展させる上での都道府県の役割

今後、市町村合併特例法の期限までに、市町村における合併の協議を具体的に進展させ、合併の実現に向けた市町村の取組を後押しするためには、都道府県が果たすべき役割は非常に重要であり、特に法定協議会における協議の円滑な進行のための支援を行うことが求められる。については、次に掲げる支援について積極的に取り組まれたい。

① 法定協議会からの要請に基づき、法定協議会に対する人的支援(法定協議会への学識経験者としての参画、法定協議会事務局への職員(派遣等)を行うこと。

② 法定協議会における具体的な協議に対して、協議全般にわたる助言、協議不調時の調整、合併協定項目に関する調整、市町村建設計画の策定における

助言等を行うこと。

③ 都道府県における合併推進のための組織を拡充し、市町村や住民からの相談に応じやすい体制を整備すること。

(二) 廃置分合手続等における留意事項

国においては、「市町村合併の手続の迅速化について（通知）」（平成一五年三月二七日総行市第九七号）により各都道府県知事あて通知したとおり、国における手続を迅速化し、市町村合併特例法附則第二条の二に規定する市となるべき要件の特例が適用されている間、市制施行協議（市町村合併に限る）における総務大臣との「内協議」を廃止するなどしたところである。

これを踏まえ、都道府県においては、その内容を適切に審査するとともに、市町村合併特例法第五条第三項の規定に基づく市町村建設計画の協議その他の合併に関する手続についても、その迅速化に努められたい。

なお、市町村から廃置分合の申請が行われた場合にあつては、合併期日等に対する市町村の意向に十分配慮し、臨時議会の開催、議会の会期における冒頭処理など、都道府県議会における審議・議決の配慮を積極的に検討するとともに、都道府県議会の議決後は速やかに決定処分を行い総務大臣に届け出ることとされたい。

五 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報

都道府県においては、各都道府県内の市町村合併についての最新の協議状況を常に把握するとともに、法定協議会等の設置状況、合併重点支援地域の指定状況等について、住民に分かりやすく地図上に示しながら広報誌等を活用して公表されたい。

第三 市町村の自主的・主体的な取組

各都道府県においては、それぞれの市町村合併の協議の進展等を踏まえ、次の諸点について市町村に対して要請されたい。

一 市町村の取組状況の公表

具体的な合併に係る協議を行っている市町村にあつては、協議の進展に応じることができるだけ頻繁に、広報誌やホームページを活用して住民に分かりやすく合

併の取組状況を公表するとともに、住民からの相談にも積極的に応じること。

二 合併協議会の設置と運営

法定協議会の設置後は、将来のまちづくり、行政体制の整備、構成団体間のサービスや負担の水準の調整等多くの事項について協議を行う必要があるが、市町村合併特例法の期限が平成一七年三月三十一日までであることにかんがみ、特に効率的・効果的な運営に努めること。

また、法定協議会における議論について透明性を高めるため、議論の内容を住民に公表することが重要であり、特に、住民発議により設置された法定協議会にあつては、一三年指針及び一四年指針の内容を踏まえ、住民意思的的確な反映に努めること。

第四 国による市町村合併の推進のための支援措置

国においては、市町村合併特例法の期限である平成一七年三月三十一日までに、市町村合併を更に推進することとしており、そのために次の事項等に取り組んでいるところであり、了知されたい。

一 総務省・市町村合併推進本部の改組・拡充による個別地域に対する重点的な取組

総務省・市町村合併推進本部を平成一五年五月一六日付けで総務副大臣を本部長に改組・拡充し、本部長に「市町村合併相談センター」を新設したところである。市町村合併相談センター内部においては相談員を配置し、市町村合併に係る諸制度の内容、合併協議を進めるに当たつての諸課題への対応等市町村合併に係る個別具体の相談・情報提供を行うこととしている。

また、市町村合併の具体的な検討が特に要請される個別具体の地域について、都道府県の要請に応じて、都道府県とともに、当該地域の市町村長、住民等との直接対話による助言を実施するものとする。

二 市町村合併支援プランに基づく事業の実施

総務大臣を本部長とする政府の市町村合併支援本部において、各省庁の連携施策である「市町村合併支援プラン」を決定（平成一三年八月三〇日）するとともに、平成一四年八月三〇日にはこの「市町村合併支援プラン」を改定し、

既存の五七項目から八〇項目へ支援策を追加・拡充したところである。

具体的には、都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置、合併支援のための公債費負担の平準化措置、市町村合併支援道路整備事業の拡充、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業、介護保険の広域化支援の拡充等が盛り込まれているところである。

政府としても、この市町村合併支援プランに基づき、市町村合併に関する取組を積極的に支援するものとする。

三 市町村合併に関する積極的な広報の展開

(一) 住民への広報・啓発

① 平成一五年度においては、市町村合併の具体的な検討が特に要請される地域を中心に、政府の市町村合併支援本部長、学識経験者等によるシンポジウムをブロック毎に開催する。

② 市町村合併について国民の関心を更に高めるため、閣僚、学識経験者等による、政府主催の「市町村合併タウンミーティング」を開催する。

(二) 合併協議会連絡会議の開催

合併について取り組んでいる市町村間の横のつながりにより合併を促進するため、法定協議会の会長等の参加による合併協議会連絡会議を開催するものとする。

四 市町村合併を推進するための法的対応

(一) 現行の市町村合併特例法の経過措置

現行市町村合併特例法の規定は、法律の期限である平成一七年三月三十一日まで合併を終えた場合に適用されるものであるが、現行の市町村合併特例法は延長しないことを前提に、当該市町村の合併について、平成一七年三月三十一日まで、地方自治法第七条第一項に基づき、合併関係市町村が議会の議決を経て都道府県知事への申請を行ったものについては、市町村合併特例法の改正により、市町村合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとする。

(二) 市町村合併推進のための新たな法律の制定

現行の市町村合併特例法の失効（平成一七年三月三十一日）以降の新たな市町村合併推進のための法律について、第二七次地方制度調査会における議論を踏まえて検討を行う。この法律は、市町村合併に関する障害を除去するための特例を中心定め、現行法のような財政支援措置はとらないものとする。

三、市町村の合併の特例に関する法律の改正（平成一五年）

平成一五年六月二日、衆議院総務委員会において、与野党五派共同提案により、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を委員会提出法律案として決定すべしとの動議が提出された。

当時、法定協議会または任意協議会の設置は、全国の市町村の約六割に上り、多くの関係市町村からこの特例措置の延長を望む声があった。

このため、市町村合併の一層の推進を図るため、合併後の市となるべき要件は人口三万以上を有することとする特例の適用期間を一年延長し、平成一七年三月三十一までに市町村合併が行われる場合にはその適用があるものとされたものである。

本案は同年七月二日に成立し、同月九日に公布・施行された。

四、今後の地方自治制度のあり方に関する答申

平成一五年一月、第二七次地方制度調査会は、平成一七年三月の合併特例法期限切れ後に新法を制定し、引き続き自主的な市町村合併を促すこと等を含めた答申を小泉純一郎総理大臣に提出した。

○今後の地方自治制度のあり方に関する答申（抄）

平成一五年一月一三日

地方制度調査会

## 前文

我が国の地方自治制度は、平成一二年の地方分権一括法の施行により、そのありようを一新し、次なる新たなステージを迎えようとしている。市町村は、基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化、グローバル化する中で、広域自治体としてその自立的発展のために戦略的な役割を果たすべく変容していくことが期待されている。

また、地域においては、コミュニティ組織、NPO等のさまざまな団体による活動が活発に展開されており、地方公共団体は、これらの動きと呼応して新しい協働の仕組みを構築することが求められている。

基礎自治体と広域自治体が二世紀においてそれぞれの役割を十分に果たしていく上で、どのような制度に変革していくべきかが問われている。

当調査会は、平成一三年一月一九日に内閣総理大臣からの「社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革」についての諮問を受け、現地の関係者との意見交換会なども行つて調査審議を重ねてきたが、当調査会設置以来七回の総会と三四回の専門小委員会にわたる議論の結果として、「基礎自治体のあり方」、「大都市のあり方」、「広域自治体のあり方」について、今回一定の結論を得たので、ここに答申する。

なお、憲法第八章の地方自治の本旨の内容を具体化し、分権型社会を制度的にも確固たるものにするのが、さらなる分権改革に託されるべき重要な課題となるものである。このような課題については、地方自治に関する基本的な法のあり方を含め、当調査会としても引き続き検討していくこととした。

## 第一 基礎自治体のあり方

### 一 地方分権時代の基礎自治体の構築

#### (一) 地方分権時代の基礎自治体

機関委任事務制度の廃止等により国と地方との役割分担を明確にした地方分権一括法の施行で、我が国における地方分権改革は確かな一歩を踏み出し

た。

今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

このためには、今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある。これを踏まえると、一般的には、基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。

基礎自治体に対しては引き続き国として積極的な事務や権限の移譲を進めるべきである。都道府県も、条例による事務処理の特例の活用等により、規模・能力に応じた事務や権限を移譲するなど、可能な限り基礎自治体が住民に身近な事務を処理することができるようにしていくべきであり、少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要がある。その結果、国民がこのような地方分権の担い手として十分な経営基盤を有する基礎自治体の住民となり、住民の自己実現を可能とするような豊かな地域社会を形成していくことができるようになることが望ましい。

#### (二) 住民自治の充実

地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民自治が重視されなければならない。

基礎自治体は、その自主性を高めるため一般的に規模が大きくなることから、後述する地域自治組織を設置することができる途を開くなどさまざまな方策を検討して住民自治の充実を図る必要がある。また、地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとの協

働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。

## 二 市町村をめぐる状況

### (一) 市町村の役割の変化

我が国の近代的な市町村制度は、明治初期に、地域の公共事務及び法令に基づく事務の処理のため、以前から存在していたいわゆる「自然村」を基盤として、「行政村」を編成したことに由来する。その後、小学校事務の処理等のため三〇〇戸から五〇〇戸を標準として「明治の大合併」が行われ、中学校事務の処理のため人口八千以上を標準として「昭和の大合併」が行われた。

今後、基礎自治体は、一層厳しさを増す環境、住民ニーズの多様化の中で、住民との共同の下に、質的にも高度化し、量的にも増大する事務を適切かつ効果的に処理することが求められている。

### (二) 市町村を取り巻く厳しい財政事情

近年我が国の財政は、税収が落ち込む中で、国・地方ともに巨額の債務残高を有するなど極めて厳しい状況にある。地方においても毎年巨額の財源不足を生じており、その借入金残高は平成一五年度末で約一九九兆円にのぼると見込まれている。

このような状況を踏まえると、今後地方財政全般にわたり歳出の抑制が求められ、各地方公共団体は、コスト意識を持って事務・事業に取り組み、地域における郵便局との連携をはじめ、多様なサービスの提供方法の検討など、より一層効果的かつ効率的な行政運営を行うことが必要となる。こうした観点から、市町村の規模等に対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直しを図ることが避けられない状況にある。

### (三) 少子高齢化の進行

今後、国全体の人口が二〇〇六年をピークに減少する中で、全国的に高齢化がさらに進んだ地域社会が出現するものと見込まれる。また、このまま推移すると、二〇三〇年には人口五千未満の市町村が現在の約七〇〇団体から、一、

二〇〇団体近くに増加すると予想されている。

少子高齢化の進行への対応は、我が国の行政全般に関わる大きな課題であるが、特に小規模な市町村に与える影響は深刻であり、これまでのような行政基盤を維持できない状態に陥ることが予想される。これにより、地方自治法第一条の二第一項に規定する住民福祉の増進を図るといふ基本的役割を担うことが困難となることを想定せざるを得ない。

### (四) 市町村合併の位置づけ

このような状況の中で、今後の基礎自治体のあり方を展望すると、市町村の規模・能力の拡充を図る市町村合併を引き続き推進していくべきである。

現在全国の市町村の約半数において市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）に基づく法定協議会が設置されており、当調査会としても市町村合併に向けての関係者の真摯な努力に敬意を表するとともに、大きな期待を寄せている。昭和四〇年の制定以来、一〇年毎に延長されてきた合併特例法の期限は平成一七年三月三十一日までとされており、それまでにできる限り成果があがる必要がある。特に住民に対して合併による新しいまちづくりの可能性等合併に関するさまざまな具体的な情報を提供することが必要であり、住民自身が地域の基本的な課題として合併について真剣に考えることが重要である。国及び都道府県としても、さらにさまざまな方策を展開し、自主的合併が進展するように取組を進めていくことが肝要である。

現在進められている市町村合併は、「昭和の大合併」後の生活圈や経済圏の拡大等をはじめとする経済社会の変貌、著しい少子高齢化の進行等の状況も踏まえつつ、地方分権改革により明らかにされた地域において包括的な役割を担うにふさわしい行政基盤を有する基礎自治体を形成するために、市町村を再編成するものと位置づけることができる。

また、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の機能を維持するため、自治体経営の単位を再編成し、都市と農山漁村が共生する新しい基礎自治体を形成する動きともとらえることができる。



三 合併特例法期限到来後における分権の担い手としての基礎自治体

(一)平成一七年四月以降の合併推進の手法

① 現行の合併特例法の失効(平成一七年三月三十一日)後は、新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促すこととする必要がある。この法律は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法における合併特例債等のような財政支援措置はとらないこととすべきである。

なお、現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成一七年三月三十一日までに関係市町村が当該市町村議会の議決を経て都道府県知事への合併の申請を終え、平成一八年三月三十一日までに関併したものについては、合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過規定を置くことが適当である。

② 新法においては、自主的な合併を推進するため、必要に応じて都道府県が市町村合併に関する審議会等の意見を踏まえて市町村合併に関する構想を策定することとすべきである。

上記の構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象とすべきである。具体的には、生活圈域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併、指定都市、中核市、特例市等を目指す合併、小規模な市町村に係る合併等がこの構想に定められるものとすべきである。

なお、都道府県が構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口一百万未満を目安とすることとするが、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮することが必要である。

③ 都道府県知事は構想に基づき、合併協議会の設置や合併に関する勧告、合併に取り組む市町村間のさまざまな合意形成に関するあつせん等により自主的な合併を進めることとすべきである。

なお、現行の合併特例法においても、合併の是非を含め合併に関するさ

まざまな協議を行う場である合併協議会の設置について、一定の場合に市町村長の請求や有権者の六分の一以上の署名による請求によって住民投票を行うこととされている。このような場合と同様、都道府県知事が合併協議会の設置を勧告したとき、一定の場合には市町村長が合併協議会の設置について議会に付議するか、あるいは住民投票を行うこととする制度を設けることを検討する必要がある。

(二)市町村合併に関連する多様な方策

① 合併後の基礎自治体における地域自治組織制度の活用

合併後、総じて規模が大きくなる基礎自治体内において住民自治を強化する観点や、住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点から、基礎自治体の事務のうち地域協働的な事務等を処理するため、下記四(一)の地域自治組織(仮称。以下同じ。)の制度を活用することが考えられる。

なお、合併に際して地域自治組織を活用するときは、合併後の一定期間、下記四(二)の法人格を有する地域自治組織を旧市町村単位に設置することができるとの特例を設けることが適当である。

この制度を活用することにより、合併後の基礎自治体は、合併前の旧市町村のまとまりも活かした包括的な基礎自治体ともいふべき形態をとることが可能となる。併せて、地域自治組織に旧市町村の名称を冠することによって、合併前の名称を残すことも可能となる。

市町村は、前述のとおり、その自主的な判断により、基礎自治体内の地域自治組織を設置することとするが、都道府県知事も合併に際して、一定の場合に小規模な市町村等を対象として、その市町村を単位とする地域自治組織を設置することを勧告することができるものとすべきである。

② 合併困難な市町村に対する特別の方策

ア 市町村合併については、地域の特性等を踏まえた上で推進していく必要があるが、例えば自らは他の市町村との合併を希望していてもさまざ

まな事情により合併協議が整わず、都道府県知事が上記の構想に位置づけて合併に関するあっせん等の調整を行ってもなお合併に至らないような事態が生じることがあり得る。

このような事態において、市町村が基礎自治体として必要な経営基盤を有しないという自らの判断により合併を求めた場合に、適正な住民サービス確保の観点から看過し得ないと認めるときは、都道府県が関わる手続きによって市町村合併を行う新たな仕組みを引き続き検討していく必要がある。

イ 合併に関する新たな法律の下でも当面合併に至ることが客観的に困難である市町村に対して、合併の進捗状況や市町村の具体的ニーズを踏まえ、基礎的自治体のみによって構成される広域連合制度の充実等の広域連携の方策により対応することについて検討を進める必要がある。

ウ また、そのような状況にある市町村については、組織機構を簡素化した上で、法令による義務づけのない自治事務は一般的に処理するが、通常の基礎自治体に法令上義務づけられた事務については窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても引き続き検討する必要がある。この場合において、都道府県は当該事務を自ら処理することとするほか、近隣の基礎自治体に委託すること等も考えられる。

#### 四 基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み

##### (一) 地域自治組織の制度化

基礎自治体には、その事務を適切かつ効率的に処理するとともに、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点が重要である。

また、本格的な少子高齢社会が到来しつつある今日、安全で住みやすい快適な地域づくりに資する地域のセーフティネットの構築が喫緊の課題となつて

いる。このため、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となつて地域の潜在力を十分に発揮する仕組みをつくっていくことも、これからの基礎自治体に求められる重要な機能のひとつである。

こうしたことから、基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきである。

地域自治組織のタイプとしては、当調査会の「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」（平成一五年四月三〇日）で示したように、a) 行政区的なタイプ（法人格を有しない。）とb) 特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する。）が考えられるが、一般制度としては、基礎自治体としての一体性を損なうことのないようにすることにも配慮してa) 行政区的なタイプを導入すべきである。ただし、市町村合併に際しては、合併前の旧市町村が果たしてきた役割を踏まえ、合併後の一定期間、従前のまともにも特に配慮すべき事情がある場合には、合併前の旧市町村単位にb) 特別地方公共団体とするタイプを設置できることとすることが適当である。

なお、地域の状況がさまざまであることから、法律で定める事項は最小限にとどめ、地域の自主性を尊重し、地域において活用しやすいものとなるような制度とする必要がある。

##### (二) 地域自治組織の仕組み

地域自治組織は、区域内に住所を有する者が当然にその構成員となるものとし、具体的な仕組みは以下のとおりとすることが考えられる。

###### ① 一般制度としての地域自治組織の仕組み

###### ア 基本的な機能と組織

一般制度としての地域自治組織は、住民に身近なところで住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能と住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民や地域の諸団体等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有するものとし、基礎自治体の一部として事務を分掌するものとする。

地域自治組織の機関として、地域協議会（仮称。以下同じ。）及び地域自治組織の長を置くこととする。また、地域自治組織には事務所を置き、支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能を担わせるものとする。

なお、区域をはじめ各地域自治組織の基本的な事項は、基礎自治体の条例で定めることとするが、市町村合併に際して地域自治組織を設置する場合は、条例に代えて、あらかじめ合併協議によって定めることができることとする。

#### イ 地域協議会

##### （ア）役割

地域協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、地域協議会は、地域自治組織の区域に係る基礎自治体の事務に関し、基礎自治体の長その他の機関及び地域自治組織の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、それらの機関に建議することができることとする。

なお、基礎自治体の判断により、地域自治組織の区域に係る基礎自治体の予算、基本構想、重要な施設の設置及び廃止等一定の事項については、基礎自治体の長に必ず地域協議会の意見を聴くよう求めることが考えられる。

##### （イ）構成員の選任等

地域協議会の構成員は、基礎自治体の長が選任する。

（ア）で述べた地域協議会の役割から、構成員の選任に当たっては、自治会、町内会、PTA、各種団体等地域を基盤とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ぶこととするなど、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮する必要がある。

なお、地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることから、その構成員は、原則として無報酬とする。

#### ウ 地域自治組織の長

##### （ア）役割

地域自治組織の長は、地域自治組織を代表し、地域協議会との緊密な連携の下、地域協議会によりとりまとめられた地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな事業・施策を実施する役割を担うものとする。

##### （イ）選任

地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任する。

#### エ 財源

地域自治組織が、地域協議会の意見を尊重しつつ必要な事業が実施できるように、必要な予算を確保するなど、基礎自治体において地域自治組織の財源について所要の措置を講じることが期待される。

##### ② 合併に際して設置される地域自治組織（法人格を有する。）の仕組み

市町村合併に際しても、①の一般制度としての地域自治組織を設置することはできるが、合併後の一定期間、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合は、特別地方公共団体である地域自治組織（法人格を有する。）を設置できることとするのが適当である。

このタイプの地域自治組織についても、①の地域自治組織と同様の役割が期待されるところであり、その組織についても、①と同様、地域協議会と地域自治組織の長を置くほか、事務所を置くこととする。

①との相違点を中心とした制度の仕組みは以下のとおりである。

##### ア 設置

合併協議により規約を定め、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に設けることができることとする。

なお、法人格を有することから、設置に当たって都道府県知事が認可等所要の関与を行う必要がある。

##### イ 事務の考え方

地域自治組織は、法令により処理が義務づけられていない基礎自治体の事務のうち、その地域自治組織の区域に係る地域共同的な事務であつて規約で定めるものを自らの事務として処理する。

また、地域自治組織の機関が基礎自治体の補助機関の地位を兼ねることなどにより、法令により基礎自治体が処理することが義務づけられている事務を地域自治組織において処理することもできるものとする。

#### ウ 組織等

地域協議会は、地域自治組織の予算等を決定するほか、必要と認める事項につき基礎自治体の長その他の機関に建議することができることとする。

地域協議会の構成員の選出方法は、地域の自主性を尊重する観点から、規約で定めることとする。なお、構成員は、①と同様、原則として無報酬とする。

地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任するものとする。

地域自治組織の事務局の職員は、基礎自治体からの派遣又は兼務を原則とし、必要な場合には、臨時の職員を採用できることとする。

#### エ 財源

基礎自治体の事務の一部を処理するための財源は、基礎自治体からの移転財源によることとし、基礎自治体は地域自治組織の円滑な事務運営のための財源を確保するよう配慮するものとする。

課税権と地方債の発行権限は有しないこととし、地方交付税の交付対象団体としないこととする。

なお、地域自治組織が上記の移転財源による財源見合いの事務以外の事務を実施することを認める場合には、何らかの住民の負担によることができることとする必要がある。

#### ③ 指定都市への適用について

指定都市については、行政区その他の一定の区域(出張所単位等)をもって地域自治組織を設置することができることとする。

## 第二節 合併新法の施行

第二十七次地方制度調査会答申等を受け、総務省では関係法令の制定及び改正の準備に入り、平成一六年三月、平成一七年四月以降の合併推進を図るための「市町村の合併の特例等に関する法律案」等、合併関連三法案を国会へ提出した。

また、「地方自治法の一部を改正する法律」において、特に市町村合併に関連する点としては、地域自治区の創設がなされ、また、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」においては、合併特例法の経過措置(平成一七年三月三十一日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成一八年三月三十一日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用)、合併特例区の設置、地域自治区の特例、一部事務組合等の特例の拡充等が盛り込まれた。

○地方自治法の一部を改正する法律及び市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の公布及び施行について

〔平成一六年五月二六日 総行行第五七号・総行市第二〇四号  
各都道府県知事あて総務事務次官通知〕

地方自治法の一部を改正する法律(平成一六年法律第五七号。以下「改正自治法」という。)及び市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成一六年法律第五八号。以下「改正特例法」という。)は、平成一六年五月二六日に公布され、改正自治法については下記第一の七に掲げる日、改正特例法については下記第二の五(一)に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

## 記

### 第一 改正自治法に関する事項

一 都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備に関する事項

(一) 都道府県の境界にわたる市町村の設置に関する事項

この改正は、都道府県の境界にわたる市町村の新設合併について、編入合併と同様の規定の整備を行うものであり、改正点は以下のとおりであること。

① 都道府県の境界にわたって市町村の設置があったときは、都道府県の境界も、また、自ら変更するものとされたこと。(地方自治法(以下「自治法」という。))第六条第二項関係)

② 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が定めるものとされたこと。(自治法第七条第三項関係)

③ ②により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せて定めるものとされたこと。(自治法第七条第四項関係)

(二) 都道府県の申請に基づく都道府県合併に関する事項

この改正は、都道府県の自主的な発意による合併の途を開くことを目的としたものであり、具体的な手続は以下のとおりであること。

① 二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一の都道府県の区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができるものとされたこと。(自治法第六条の二第一項関係)

② ①の申請については、関係都道府県の議会の議決を経なければなら

ないものとされたこと。(自治法第六条の二第二項関係)

③ ①の申請は、総務大臣を経由して行うものとされたこと。(自治法第六条の二第三項関係)

④ 都道府県の合併の処分があったときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならないものとされたこと。(自治法第六条の二第四項関係)

⑤ 都道府県の合併の処分は、④の告示によりその効力を生ずるものとされたこと。(自治法第六条の二第五項関係)

(三) 都道府県の合併の場合の都道府県議会の議員の定数に関する事項

(一)により、都道府県の合併の処分が行われた場合における都道府県議会の議員の定数を定める手続規定については、以下のとおり改正されたこと。

① 都道府県の合併の処分により、著しく人口の増加があった都道府県においては、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができるものとされたこと。(自治法第九〇条第五項関係)

② 都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県(以下「設置関係都道府県」という。)は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めなければならないものとされたこと。(自治法第九〇条第六項関係)

③ 新たに設置される都道府県の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならないものとされたこと。(自治法第九〇条第七項関係)

④ ③により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数は、当該都道府県の条例により定められたものとみなすものとされたこと。(自治法第九〇条第八項関係)

⑤ ②の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならぬものとされたこと。(自治法第九〇条第九項関係)

(四) 都道府県の合併の場合の国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項

(一) により、都道府県の合併の処分が行われた場合における国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、以下のとおりとされたこと。

① (一) ①による都道府県の廃置分合があっても、衆議院(比例代表選出)議員の選挙区は、なお従前の区域によるものとされたこと。(改正自治法附則第三条関係)

② (一) ①による都道府県の廃置分合があっても、参議院(選挙区選出)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、なお従前の例によるものとされたこと。(改正自治法附則第三条関係)

二 議会の定例会に関する事項

普通地方公共団体の議会の定例会の回数に係る制限が撤廃され、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならないものとされたこと。(自治法第一〇二条第二項関係)

三 収入役に関する事項

政令で定める市は、条例で収入役を置かず市長又は助役をしてその事務を兼掌させることができるものとされたこと。(自治法第一六八条第二項ただし書関係)

四 地域自治区に関する事項

(一) 地域自治区の設置

① 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができるものとされたこと。(自治法第二〇二条の四第一項関係)

② 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定めるものとされたこと。(自治法第二〇二条の四第二項関係)

③ 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもって充てるものとされたこと。(自治法第二〇二条の四第三項関係)

(二) 地域協議会の設置及び構成員

① 地域自治区に、地域協議会を置くものとされたこと。(自治法第二〇二条の五第一項関係)

② 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任するものとされたこと。(自治法第二〇二条の五第二項関係)

③ 市町村長は、地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならないものとされたこと。この場合において、公平性、手続の透明性及び住民の実質的参加に十分配慮する必要があること。(自治法第二〇二条の五第三項関係)

④ 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とされたこと。(自治法第二〇二条の五第四項関係)

⑤ 地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができるものとされたこと。なお、地域自治区に置かれる地域協議会は、住民の主體的な参加を期待するものであることにかんがみ、その構成員は、原則として無報酬とすることを基本とされたいこと。(自治法第二〇二条の五第五項関係)

(三) 地域協議会の会長及び副会長

① 地域協議会に、会長及び副会長を置くものとされたこと。(自治法第二〇二条の六第一項関係)

② 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定めるものとされたこと。(自治法第二〇二条の六第二項関係)

③ 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期によるものとされたこと。(自治法第二〇二条の六第三項関係)

④ 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表

するものとされたこと。(自治法第二〇二条の六第四項関係)

⑤ 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理するものとされたこと。

(自治法第二〇二条の六第五項関係)

#### (四) 地域協議会の権限

① 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができるとされたこと。(自治法第二〇二条の七第一項関係)

ア 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

イ アのほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

ウ 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

② 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならないものとされたこと。(自治法第二〇二条の七第二項関係)

③ 市町村長その他の市町村の機関は、①及び②の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとされたこと。(自治法第二〇二条の七第三項関係)

#### (五) 区地域協議会

① 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができるものとされたこと。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができるものとされたこと。(自治法第二五二条の二〇第六項関係)

② 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならないものとされたこと。(自治法第二五二条の二

〇第八項関係)

③ 区に区地域協議会を置く指定都市は、(一)の①にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができるとされたこと。

(自治法第二五二条の二〇第九項関係)

#### 五 財務会計制度に関する事項

(一) 支出命令の手續の簡素化に関する事項

普通地方公共団体の長による支出の命令について、政令の定めるところにより行うものとされたこと。(自治法第三三二条の四第一項関係)

(二) 長期継続契約の対象範囲の拡大に関する事項

長期継続契約については、改正自治法による改正前の地方自治法第二三四条の三において規定されているもののほか、政令で定める契約を長期継続契約として締結できるものとされたこと。(自治法第三三四条の三関係)

#### 六 条例による事務処理特例に関する事項

市町村の長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができるものとされたこと。また、市町村の長からこの要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならないものとされたこと。(自治法第二五二条の一七の二第三項及び第四項関係)

#### 七 施行期日

改正自治法は、次に掲げる日から施行するものとされたこと。(改正自治法附則第一条関係)

治法附則第一条関係)

① 都道府県の申請に基づく都道府県合併の手續等の整備に関する事項については、平成一七年四月一日から施行するものとされたこと。

② ①以外の事項については、公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日から施行するものとされたこと。

#### 第二 改正特例法に関する事項

##### 一 地域自治区の設置手續等の特例に関する事項

(一) 市町村の合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、

合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区（以下「合併関係市町村の区域」という。）を設けることができるものとされたこと。

（市町村の合併の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第五条の五第一項関係）

（二）市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地域自治区に関して条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとされたこと。（特例法第五条の五第二項関係）

（三）市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができるものとされたこと。（特例法第五条の六第一項関係）

（四）区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとされたこと。（特例法第五条の六第二項及び第一四項関係）

（五）合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとし、合併に係る地域自治区の設置期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居の表示についても、同様とするものとされたこと。（特例法第五条の七関係）

なお、今回の改正を受け、「住民基本台帳事務処理要領について」（昭和四二年法務省民事甲第二六七一号、保発第三九号、庁保発第二二二号、四二食糧業第二六六八号（需給）、自治振第一五〇号）について、所要の改正を行うことを予定していること。

（六）特定合併に係る合併市町村が設ける地域自治区についての特例

平成一一年七月一六日から平成一七年三月三一日までの間に行われた市町村の合併（以下「特定合併」という。）に係る合併市町村は、条例で期間を定めて当該特定合併に係る合併市町村の区域の一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設けることができるものとされたこと。（特例法附則第二条の二関係）

## 二 合併特例区に関する事項

### （一）合併特例区

合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として、合併特例区を設けることができるものとし、合併特例区は、特別地方公共団体とするものとされたこと。（特例法第五条の八及び第五条の九関係）

### （二）合併特例区の設置

- ① 合併関係市町村は、合併特例区を設けようとするときは、協議により規約を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされたこと。（特例法第五条の一〇第一項関係）
- ② 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立するものとされたこと。（特例法第五条の一〇第三項関係）
- ③ 合併特例区が成立する際に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時にあって当該合併特例区が承継するものとするものとされたこと。（特例法第五条の一〇第一項関係）



### (三) 合併特例区の権能

合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定める事務を処理するものとされたこと。(特例法第五条の一二関係)

なお、法律又はこれに基づく政令で定めるものを除くほか、法令により市町村に処理義務が課されている事務や市町村にのみ処理権能が認められている事務は処理することはできないものであること。

また、合併特例区には議会や各種行政委員会が設置されないことから、法律又はこれに基づく政令で定めるものを除き、議会の議決や条例の制定を必要とする事務や行政委員会の所掌事務を処理することはできないものであること。

### (四) 合併特例区の規約

① 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならないものとされたこと。(特例法第五条の一三第一項関係)

- ア 合併特例区の名称
- イ 合併特例区の区域
- ウ 合併特例区の設置期間
- エ 合併特例区の処理する事務
- オ 公の施設の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公の施設の名称及び所在地
- カ 合併特例区の事務所の位置
- キ 合併特例区の長の任期
- ク 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期

### ケ 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法

コ 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

② ウの設置期間は、当該合併特例区がエの事務を処理することが適当と認められる期間を勘案して定めるものとする。ただし、当該設置期間は、五年を超えることができないものとされたこと。(特例法第五条の一三第二項関係)

③ 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によつて定め、合併市町村にあつては、議会の議決を経なければならないものとし、合併特例区にあつては、合併特例区協議会の同意を得なければならないものとし、①のア、カ又はケに掲げる事項その他政令で定める事項のみに係る合併特例区の規約の変更を除き、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされたこと。(特例法第五条の一四関係)

### (五) 合併特例区の長

① 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとされたこと。(特例法第五条の一五第一項関係)

② 合併特例区の長の任期は、二年以内において規約で定める期間とするものとされたこと。(特例法第五条の一五第二項関係)

③ 合併特例区の長は、合併市町村の助役と兼ねることができるものとされたこと。(特例法第五条の一五第三項関係)

④ 合併特例区の長は、当該合併特例区の区域を所管区域とする支所若しくは出張所又は指定都市の区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができるものとされたこと。(特例法第五条の一五第四項関係)

⑤ 合併特例区の長の職は、特別職とするものとされたこと。(特例法第五条の一五第七項関係)

⑥ 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理するものとされたこと。(特例法第五条の一六第一項関係)

⑦ 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に

違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができるものとされたこと。（特例法第五条の一六第五項関係）

(六) 合併特例区協議会の設置及び構成員

① 合併特例区に、合併特例区協議会を置くものとされたこと。（特例法第五条の一八第一項関係）

② 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するものうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任するものとされたこと。（特例法第五条の一八第二項関係）

③ ②の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならないものとされたこと。（特例法第五条の一八第三項関係）

④ 合併特例区協議会の構成員の任期は、二年以内において規約で定める期間とするものとされたこと。（特例法第五条の一八第四項関係）

⑤ 合併特例区協議会の構成員には、報酬を支給しないこととすることができるものとされたこと。（特例法第五条の一八第六項関係）

(七) 合併特例区協議会の会長及び副会長

① 合併特例区協議会に会長及び副会長を置くものとし、その選任及び解任の方法は、規約で定め、その任期は、合併特例区協議会の構成員の任期によるものとされたこと。（特例法第五条の一九第一項第三項関係）

② 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表するものとされたこと。（特例法第五条の一九第四項関係）

(八) 合併特例区協議会の権限

① 合併特例区協議会は、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であつて当該合併

特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができるものとされたこと。（特例法第五条の二〇第一項関係）

② 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならないものとされたこと。（特例法第五条の二〇第二項関係）

③ 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、①又は②の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとされたこと。（特例法第五条の二〇第三項関係）

(九) 合併特例区の職員

合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずるものとされたこと。（特例法第五条の二二関係）

(一〇) 合併特例区の休日

合併特例区の休日は、合併特例区規則で定めるものとされたこと。（特例法第五条の二三関係）

(一一) 合併特例区の予算

① 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならないものとされたこと。（特例法第五条の二四第一項関係）

② 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができるものとし、必要に応じて、一会計年度うちの一定期間に係る暫定予算を作成することができるものとされたこと。（特例法第五条の二四第二項及び第三項関係）

③ 合併特例区の長は、予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならないものとし、合併特例区協議会の同意を得たときは、

直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければならぬものとされたこと。(特例法第五条の二四第五項及び第六項関係)

(一一) 長期借入金等の禁止

合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができないものとされたこと。(特例法第五条の二五関係)

(一二) 合併特例区の会計事務

合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行うものとする。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができるとされたこと。(特例法第五条の二六関係)

(一三) 合併特例区の決算

合併特例区の長は、毎会計年度、決算を調製し、出納の閉鎖後三月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならぬものとされたこと。(特例法第五条の二七関係)

(一四) 合併特例区に対する財源措置

合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとされたこと。(特例法第五条の二八関係)

(一五) 合併特例区の公の施設

合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができるものとし、公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならないものとされたこと。(特例法第五条の三〇項関係)

なお、例えば学校、公立図書館、市町村道、下水道等設置主体が個別法において制限されている公の施設を合併特例区は設置することはできないことに留意すること。

(一六) 合併特例区の財産の処分等の制限

合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けな

ればならないものとされたこと。(特例法第五条の三一関係)

① 合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合

② 財産を信託する場合

③ ①及び②に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合

(一七) 報告等

① 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができるものとされたこと。(特例法第五条の三二第一項関係)

② 合併市町村の長は、合併特例区の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができるものとされたこと。(特例法第五条の三二第二項関係)

(一八) 合併特例区の監査

合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の事務を監査するものとされたこと。(特例法第五条の三三項関係)

(一九) 合併特例区の解散

① 合併特例区は、設置期間の満了により解散すること。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継するものとされたこと。(第五条の三四第一項関係)

② 合併特例区は、①の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があった場合に解散するも

のとする。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令で定めるものとされたこと。(特例法第五条の三四第二項関係)

(二) 合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則等

合併特例区協議会の同意又は合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則について定めるものとされたこと。

(特例法第五条の三五及び第五条の三六関係)

(三) 住居表示に関する特例

合併特例区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併特例区の名称を冠するものとし、合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとされたこと。(特例法第五条の三七関係)

なお、今回の改正を受け、「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和四二年法務省民事甲第二六七一号、保発第三九号、庁保発第二二号、四二食糧業第二六六八号(需給)、自治振第一五〇号)について、所要の改正を行うことを予定していること。

(三) 合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例

合併特例区を設けている市町村において地域自治区を設ける場合には、合併特例区を設けている区域については、地域自治区を設けないことができるものとされたこと。(特例法第五条の三八関係)

(二四) 市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に地域審議会が置かれている場合、合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならないとされたこと。(特例法第五条関係)

(二五) 特定合併に係る合併市町村が設ける合併特例区についての特例

特定合併に係る合併市町村は、定款で、期間を定めて当該特定合併に係る合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、当該特定合併に係る一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として合併特例区を設けることができるものとされたこと。(特例法附則第二条の三関係)

三 一部事務組合等の特例に関する事項

(一) 第九条の二関係

合併関係市町村と合併関係市町村以外の地方公共団体と一部事務組合又は広域連合を組織している場合に、改正前の第九条の二の特例を適用することができるものとされたこと。(特例法第九条の一関係)

(二) 第九条の三関係

① 市町村の合併の日の前日において、すべての合併関係市町村が合併関係市町村以外の地方公共団体と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(変更されない場合は六月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該合併関係市町村以外の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとされたこと。(特例法第九条の三第一項関係)

② ①の場合における議員の定数及び経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用について、必要な措置を講ずるものとされたこと。(特例法第九条の三第二項及び第三項関係)

③ ①及び②の規定は、次に掲げる場合には、適用しないこととされたこと。(特例法第九条の三第四項関係)

ア 第九条の二第一項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

イ (三)の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三〇日を経過する日(その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあつては、当該市町村の合併の日の前日)又は市町村の合併の日から起算して三〇日前の日のうちいずれか遅い日までに、当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に①の規定の適用について異議の申出があつた場合。

なお、当該異議の申出については、自治法第九十六条第一項第一二号の規定に基づき、当該地方公共団体の議会の議決が必要であることに留意されたい。

ウ 市町村の合併の前日に地方自治法の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

④ ③イの異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体(当該異議の申出をした地方公共団体を除く。)の長に通知しなければならないこととされたこと。(特例法第九条の第三項関係)

⑤ ②に定めるもののほか、①の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定めることとされたこと。(第九条の三第六項関係)

### (三) 第九条の四関係

合併関係市町村は、合併関係市町村以外の地方公共団体と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併についての申請を行ったときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知し、通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を他の地方公共団体に通知しなければならないもの

とされたこと。(特例法第九条の四関係)

(四) 上記特例の適切な活用等により、市町村合併の進捗に伴う、一部事務組合等の規約変更等の手続きについて、遺漏ないよう十分に配慮されたい。

### 四 経過措置に関する事項

平成一七年三月三十一日までに申請がなされた市町村の合併については、特例法は、同日後もなおその効力を有するが、平成一八年三月三十一日までに当該申請に係る市町村の合併が行われなかつたときは、同日後は、効力を有しないものとされたこと。(改正特例法附則第二条第二項及び第三項関係)

### 五 施行期日等

#### (一) 施行期日

改正特例法は、次に掲げる日から施行することとされたこと。(改正特例法附則第一条関係)

① 合併特例区及び地域自治区の設置手続等の特例に関する事項 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

② 一部事務組合等の特例に関する事項 改正特例法の公布の日(平成一六年五月二六日)

③ 特例法の経過措置に関する事項 改正特例法の公布の日(平成一六年五月二六日)

#### (二) 改正特例法の経過措置に関する事項

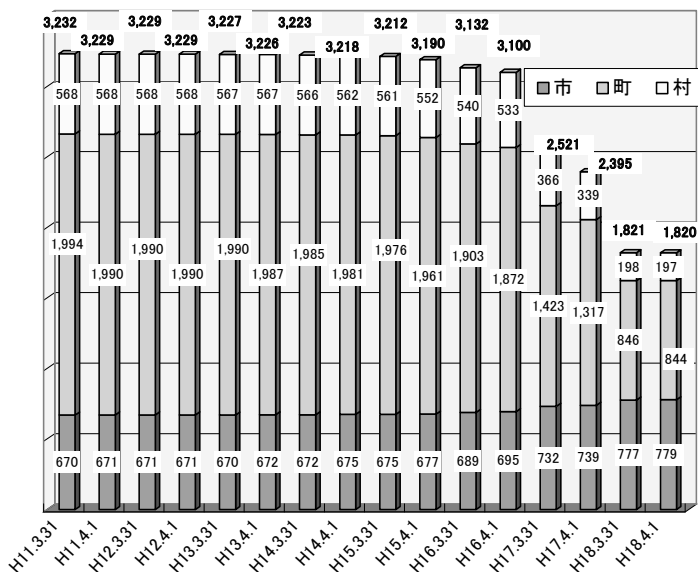
改正特例法による改正後の特例法第九条の三の規定は、平成一六年七月二五日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日前に行われた市町村の合併については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正特例法附則第二条関係)

合併特例法の経過措置の創設に対応し、平成一六年八月、政府の市町村合併支援本部において「市町村合併支援プラン」について、平成一七年三月末までに合併を申請し、一八年三月末までに合併する市町村には、期限を来年三月末から一年延長して適用することを決定した。

なお、合併推進体制整備補助金についての最終的な取扱いは次年度予算編成段階以降に持ち越された。

### 第三節 合併特例法期限内の合併の実績

ここまでの国の取り組みや関係機関の動向を追ってきたが、結果的には、平成一一年三月末時点の三、二二三市町村のうち、平成一八年三月三十一日までに、六一、七％にあたる一、九九三団体が合併を成就させ、五八二の新市町村が誕生、市町村数は一、八二二までに減少した。（新法下での合併一件を含む。）



平成一七年四月一日、麻生総務大臣は次の談話を発表し、旧合併特例法下における合併の経緯を振り返るとともに、合併新法下における合併の推進について関係者の理解を求めた。

昨日、「市町村の合併の特例に関する法律」の期限が参りました。

平成一一年三月三十一日に三、二二三あった市町村は、平成一七年三月三十一日には二、五二二となり、また、同日までに都道府県に対する合併申請をすませた市町村もあわせると、速報値では、平成一八年三月三十一日に一、八二二となること  
が確実になるなど、大きな成果が挙がったと思っております。

今次の市町村合併は、地方分権・地域主権の実現や少子高齢化社会への対応といった時代の要請に応えるため、住民に身近な基礎自治体である市町村の行財政基盤を強化しようとするものであり、これからの日本の将来を担うに足りる市町村を形作るうというものです。

今般、合併を決めた市町村は、様々な障害や難問にぶつかりながらも、自らの地域の将来の発展を願う中で、お互いに譲り合い、また、新たな知恵を絞り出して、合併を達成されたところであり、地域の将来のために捧げられたその労苦と努力は、本当に尊いものだと思います。地域住民の方々、関係市町村の真摯な努力、都道府県の積極的な協力と支援に心から敬意を表するものであります。

とりわけ、合併を決断された市町村長や市町村議会議員は、大局観に立ち、自らの職を賭し合併を推進されたのであるということをお忘れはならないと思えます。

さて、このように着実な進展を見せている市町村合併ですが、今後、合併をされた市町村にあつては、地域の皆さんと協力し、地域経営の視点をもって、新たなまちづくりに積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

さらに、引き続き合併が求められている地域もあります。四月以降は、合併新法の下で、合併を進めていただくこととなりますが、関係市町村やその地域の方々をはじめ、都道府県など関係者の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

#### 第四節 平成一七年度以降の新たな合併推進の動き

既に述べたとおり、国は、合併特例法が失効する平成一七年四月以降についても、更なる市町村の自主的な合併を推進するため、市町村の合併の特例等に関する法律（以下、「合併新法」という。）を制定した。

特徴としては、これまで旧合併特例法下における多大な財政支援措置を講じて合併を推進して来た立場から、今後は合併に伴う障害の除去に重点を置きつつ、総務大臣が「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」を定め、都道府県は、基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めて推進する事とされた。

○市町村の合併の特例等に関する法律等の施行について

平成一七年四月一日 総行市第二八〇号  
各都道府県知事あて総務事務次官通知

市町村の合併の特例等に関する法律（平成一六年法律第五九号。以下「法」という。）は平成一六年五月二六日に、市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成一七年政令第五五号。以下「令」という。）は平成一七年三月一八日に、市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成一七年総務省令第四三三号。以下「規則」という。）は平成一七年三月二八日にそれぞれ公布され、これらは平成一七年四月一日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

#### 第一 総則に関する事項

#### 一 目的に関する事項

地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることが目的とされたこと。（法第一条関係）

#### 二 定義に関する事項

（一）法において「市町村の合併」とは、二つ以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいうこととされたこと。（法第二条第一項関係）

（二）法において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいうこととされたこと。（法第二条第二項関係）

（三）法において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいうこととされたこと。（法第二条第三項関係）

#### 三 合併協議会の設置に関する事項

（一）市町村の合併をしようとする市町村は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（以下「合併市町村基本計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとされたこと。（法第三条関係）

（二）法施行の際現に市町村の合併の特例に関する法律（昭和四〇年法律第六号。以下「旧法」という。）第三条の規定により設置された合併協議会は、法第三条の規定により設置された合併協議会とみなされるとされたこと。（法附則第四条関係）

#### 四 合併協議会設置の請求に関する事項

(一) 選挙権を有する者は、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができるものとされたこと。（法第四条第一項関係）

法第四条第一項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関しては、市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四〇年政令第五二号）以下「旧令」という。）や市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成七年自治省令第一号。以下「旧規則」という。）と同様に、地方自治法（昭和二年法律第六七号）、地方自治法施行令（昭和二年政令第一六号）、

地方自治法施行規則（昭和二年内務省令二九号）の条例制定又は改廃の請求における規定に準じたものであること。（令第一条第一五条関係及び規則第一条関係）

(二) (一) の請求があつたときは、当該請求があつた市町村（以下「合併請求市町村」という。）の長は、直ちに、当該請求に基づく合併協議会設置協議について議会に付議するか否かの意見を求めなければならないものとされたこと。（法第四条第二項関係）

(三) 合併対象市町村の長は、合併請求市町村の長に対し、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かを回答しなければならないものとし、すべての回答が合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであつた場合には、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならないものとされたこと。（法第四条第三項第五項関係）

(四) (三) による議会の審議により、合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合には、合併請求市町村の長は、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することが

できるものとされたこと。（法第四条第六項第一〇項関係）

(五) 選挙権を有する者は、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。（法第四条第一項第一三項関係）

法第四条第一項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関しては、法第四条第一項の規定による請求手続きの規定を準用することとされたこと。（令第一四条関係及び規則第一条関係）

(六) (四) 又は (五) の請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならないものとされたこと。（法第四条第一四項第一六項関係）

法第四条第十五項の規定による合併協議会設置協議についての投票の実施の手続きについては、旧令及び旧規則と同様に、おおむね地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則に規定する地方公共団体の議会の解散投票手続き及び一の普通地方公共団体にのみ適用される特別法についての賛否の投票手続き等の手続きに準じて、公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）、公職選挙法施行令（昭和二五年政令第八九号）及び公職選挙法施行規則（昭和二五年総理府令第二三三号）の準用等によるものであること。（令第十六条第一四条関係及び規則第三条第一〇条関係）

(七) (六) の投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議について合併請求市町村の議会が可決したものとみなすものとされたこと。（法第四条第一七項関係）

(八) 合併請求市町村及びすべての合併対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した（七）により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとされたこと。（法第四条第一八項及び第一九項関係）



(九) 法施行の際現にその手続きが開始されている旧法第四条の規定に基づく請求は、法第四条の請求とみなされるものとされたこと。(法附則第五条) 合併協議会設置の同一請求に関する事項

(一) 合併協議会を構成すべき関係市町村(以下「同一請求関係市町村」という。)の選挙権を有する者は、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者が合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、合併協議会を置くよう請求することができるものとされたこと。(法第五条第一項(第五項関係))

法第五条第一項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関しては、法第四条第一項の規定による請求手続きの規定を準用することとされたこと。(令第二八条関係及び規則第一条関係)

(二) 請求を受けた同一請求関係市町村の長は、それぞれ議会を招集し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならないものとされたこと。(法第五条第六項(第八項関係))

(三) 議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村(以下「合併協議会設置協議否決市町村」という。)の長は、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。(法第五条第九項(第一四項関係))

(四) 合併協議会設置協議否決市町村において、選挙権を有する者は、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。(法第五条第一五項(第二〇項関係))

法第五条第一五項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに關しては、法第四条第一項の規定による請求手続きの規定を準用することとされたこと。(令第二九条関係及び規則第二二条関係)

(五) (三)又は(四)の請求があった場合において、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならないものとされたこと。(法第五条第二一項から第二五項まで関係)

法第五条第二一項の規定による同一請求に基づく合併協議会設置についての投票に係る手続きに關しては、法第四条第一四項の規定による手続きの規定を準用することとされたこと。(令第三二条関係及び規則第一三条関係)

(六) (五)の投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議について合併協議会設置協議否決市町村の議会が可決したものとみなすものとされたこと。(法第五条第二六項関係)

(七) すべての同一請求関係市町村の議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について可決した(六)により可決したものとみなされた場合を含む。場合には、すべての同一請求関係市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとされたこと。(法第五条第二七条及び第二八項関係)

(八) 法施行の際現にその手続きが開始されている旧法第四条の二の規定に基づく請求は、法第五条の請求とみなされるものとされたこと。(法附則第五条)

#### 六 合併市町村建設計画の作成及び変更に関する事項

(一) 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、作成するものとされたこと。(法第六条第一項関係)

針

① 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針

② 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項

③ 公共的施設の統合整備に関する事項

④合併市町村の財政計画

(二) 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならぬものとされたこと。(法第六条第三項関係)

第二 地方自治法の特例等に関する事項

一 市となるべき要件の特例に関する事項

(一) 次に掲げる処分については、地方自治法の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の要件は、人口三万以上を有することとされたこと。(法第七条第一項関係)

① 地方自治法の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの

② 地方自治法の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの

(二) 地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が地方自治法に規定されている市となるべき要件のいずれかを備えていない場合であっても、市となるべき要件を備えているものとみなすものとされたこと。

(法第七条第二項関係)

二 議会の議員の定数に関する特例に関する事項

(一) 新たに設置された合併市町村にあつては、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、地方自治法に規定する議員の定数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができるものとされたこと。(法第八条第一項関係)

(二) 編入した合併市町村にあつては、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、

編入されることとなる合併関係市町村」とに、当該編入されることとなる

合併関係市町村の当該編入される区域の人口を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に乗じて得た数の合計数を旧定数に加えた数をもってその議会の議員の定数とすることができるものとされたこと。(法第八条第二項関係)

三 議会の議員の在任に関する特例に関する事項

(一) 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができるものとされたこと。(法第九条関係)

① 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で協議で定める期間

② 編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

(二) 平成一六年四月二七日の衆議院総務委員会における附帯決議において「議員の定数及び在任に関する特例を検討する地方自治体に対して、行政コストの問題や住民の意見を十分考慮するよう周知すること」とされ、同年五月一八日の参議院総務委員会においても同様の附帯決議がなされたこと。(法第八条・第九条関係)

四 議会の議員の退職年金に関する特例に関する事項

市町村の合併の日の前日において合併関係市町村の議会の議員であった者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日前に退職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、地方公務員等共済組合法の退職年金については、在職期間が十二年以上である者で

あるものとみなすものとされたこと。(法第一〇条関係)

五 農業委員会の任期等に関する特例に関する事項

市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えない範囲で定めた数、編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができるものとされたこと。(法第一一条関係)

①新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で協議で定める期間

②編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

六 職員の身分取扱いに関する事項

合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないものとし、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないものとされたこと。(法第一二条関係)

七 一部事務組合等に関する特例に関する事項

(一)合併関係市町村と合併関係市町村以外の地方公共団体(以下「他の地方公共団体」という。)が一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができるとされたこと。(第一三条関係)

(二)市町村の合併の日の前日において、すべての合併関係市町村が合併関係

市町村以外の地方公共団体と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(変更されない場合は六月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該合併関係市町村以外の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとされたこと。(第一四条関係)

八 地方税に関する特例に関する事項

(一)合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができるとされたこと。(法第一六条第一項関係)

(二)合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法に掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する地方税法の規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間に行わないものとされたこと。(法第一六条第二項関係)

合併市町村において事業所税の特例が適用されない場合の人口について、政令に特別の定めがあるので留意すること。(令第三七条)

(三)合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において

特定市町村である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村の区域内に所在する市街化区域農地であつたものに対して課する当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税については、地方税法の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなすものとされたこと。(法第一六条第三項関係)

#### 九 地方交付税の額の算定の特例に関する事項

(一) 国が地方交付税法に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総務省令で定めるところにより、基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとされたこと。(法第一七条第一項関係)

(二) 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が平成一七年度又は平成一八年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く九年度について、当該市町村の合併が平成一九年度又は平成二〇年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く七年度について、当該市町村の合併が平成二一年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度について、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合計額を下らないように算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とされたこと。(法第一七条第二項関係)

#### 一〇 地方債についての配慮に関する事項

合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が合併市町村基本計画を

達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとされたこと。(法第一八条関係)

#### 一一 災害復旧事業費の国庫負担等の特例に関する事項

国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、当該市町村の合併が行われなかったものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならないものとされたこと。(法第一九条・令第三八条関係)

#### 一二 流域下水道に関する特例に関する事項

市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法の規定による認可を受けた事業計画に係る流域下水道により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、当該市町村の合併が行われた日から同日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日までの間、当該事業計画に係る下水道を流域下水道とみなすものとされたこと。(法第二〇条関係)

#### 一三 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例に関する事項

(一) 市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に関して必要があるときは、都道府県は、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができるものとされたこと。(法第二一条関係)

- (二) 都道府県の議会の議員の選挙区が従前の選挙区によることとされた後又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることとされた後に、国勢調査等の人口調査が行われた場合における人口の告示について政令に所要の規定がなされたこと。(令第三十九条関係)
- 一四 地域審議会に関する事項

合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができるものとされたこと。(法第二二条関係)

- 一五 地域自治区の設置手続等の特例等に関する事項

(一) 市町村の合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。)を設けることができるものとされたこと。(法第二三条第一項関係)

(二) 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地域自治区に関して条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとされたこと。(法第二三条第二項関係)

(三) 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区(以下「合併に係る地域自治区」という。)において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができるものとされたこと。(法第二四条第一項関係)

(四) 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとされたこと

- と。(法第二四条第二項及び第一四項関係)

(五) 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとし、合併に係る地域自治区の設置期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居の表示についても、同様とするものとされたこと。(法第二五条関係)

なお、「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和四十二年法務省民事甲第二六七一号、保発第三九号、庁保発第二二号、四二食糧業第二六六八号(需給)、自治振第一五〇号)について、平成一六年一〇月一九日付け総行市第四三四号各都道府県知事宛総務省自治行政局長通知により、所要の改正を行ったところであるので留意すること。

### 第三 合併特例区に関する事項

#### 一 合併特例区

合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として、合併特例区を設けることができるものとし、合併特例区は、特別地方公共団体とするものとされたこと。(法第二六条・二七条関係)

#### 二 合併特例区の設置

(一) 合併関係市町村は、合併特例区を設けようとするときは、協議により規約を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされたこと。(法第二八条関係)

(二) 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立するものとされたこと。  
(法第二八条第四項関係)

(三) 合併特例区が成立する際現に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時に於いて当該合併特例区が承継するものとする事ができるものとされたこと。(法第二九条関係)

### 三 合併特例区の権能

合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定める事務を処理するものとされたこと。(法第三〇条関係)

なお、法律又はこれに基づく政令で定めるものを除くほか、法令により市町村に処理義務が課されている事務や市町村のみ処理権能が認められている事務は処理することはできないものであること。

また、合併特例区には議会や各種行政委員会が設置されないことから、法律又はこれに基づく政令で定めるものを除き、議会の議決や条例の制定を必要とする事務や行政委員会の所掌事務を処理することはできないものであること。

### 四 合併特例区の規約

(一) 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならないものとされたこと。(法第三二条第一項関係)

- ① 合併特例区の名称
- ② 合併特例区の区域
- ③ 合併特例区の設置期間
- ④ 合併特例区の処理する事務
- ⑤ 公の施設の設置及び管理を行う場合に於ては、当該公の施設の名称及び

び所在地

⑥ 合併特例区の事務所の位置

⑦ 合併特例区の長の任期

⑧ 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期

⑨ 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法

⑩ 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

(二) ③の設置期間は、当該合併特例区が④の事務を処理することが適当と認められる期間を勘案して定めるものとされたこと。ただし、当該設置期間は、五年を超えることができないものとされたこと。(法第三二条第二項関係)

(三) 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によって定め、合併市町村に於ては、議会の議決を経なければならないものとし、合併特例区に於ては、合併特例区協議会の同意を得なければならないものとし、(一)の①、⑥又は⑨に掲げる事項その他④及び⑩に掲げる事項のうち軽微なものとして総務大臣が定める事項のみに係る合併特例区の規約の変更を除き、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされたこと。(法第三二条・令第四〇条関係)

### 五 合併特例区の長

(一) 合併特例区の長は、市長村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとされたこと。(法第三三条第一項関係)

(二) 合併特例区の長の任期は、二年以内において規約で定める期間とするものとされたこと。(法第三三条第二項関係)

(三) 合併特例区の長は、合併市町村の助役と兼ねることができるとされたこと。(法第三三条第三項関係)

(四) 合併特例区の長は、当該合併特例区の区域を所管区域とする支所若しくは出張所又は指定都市の区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができるとされたこと。(法第三三条第四項関係)

(五) 合併特例区の長の職は、特別職とするものとされたこと。(法第三三条第七項関係)

(六) 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理するものとされたこと。(法第三四条第一項関係)

(七) 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができるものとされたこと。(法第三四条第五項関係)

六 合併特例区協議会の設置及び構成員

(一) 合併特例区に、合併特例区協議会を置くものとされたこと。(法第三六条第一項関係)

(二) 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するものうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任するものとされたこと。(法第三六条第二項関係)

(三) (二)の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならないものとされたこと。(法第三六条第三項関係)

(四) 合併特例区協議会の構成員の任期は、二年以内において規約で定める期間とするものとされたこと。(法第三六条第四項関係)

(五) 合併特例区協議会の構成員には、報酬を支給しないこととすることができるものとされたこと。(法第三六条第六項関係)

七 合併特例区協議会の会長及び副会長

(一) 合併特例区協議会に会長及び副会長を置くものとし、その選任及び解任の方法は、規約で定め、その任期は、合併特例区協議会の構成員の任期によるものとされたこと。(法第三七条第一項第三項関係)

(二) 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表するものとされたこと。(法第三七条第四項関係)

八 合併特例区協議会の権限

(一) 合併特例区協議会は、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であつて当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができるとされたこと。(法第三八条第一項関係)

(二) 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならないものとされたこと。(法第三八条第二項関係)

(三) 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、(一)又は(二)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとされたこと。(法第三八条第三項関係)

九 合併特例区の職員

合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずるものとされたこと。(法第四〇条関係)

一〇 合併特例区の休日

合併特例区の休日は、合併特例区規則で定めるものとされたこと。(法第四一条関係)

四一条関係

一一 合併特例区の予算

(一) 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならないものとされたこと。(法第四二条第一項関係)

(二) 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができるものとし、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成することができるものとされたこと。(法第四二条第二項)

及び第三項関係)

(三) 合併特例区の長は、予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならぬものとし、合併特例区協議会の同意を得たときは、直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければならぬものとされたこと。(法第四二条第五項及び第六項関係)

一二 長期借入金等の禁止

合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができないものとされたこと。(法第四三条関係)

一三 合併特例区の会計事務

合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行うものとされたこと。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができるものとされ、その場合における出納取扱金融機関等について政令に所要の規定があるので留意すること。(法第四四条・令第四二条関係)

一四 合併特例区の決算

合併特例区の長は、毎会計年度、決算を調製し、出納の閉鎖後三月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならぬものとされたこと。(法第四五条・令第四三条関係)

一五 合併特例区に対する財源措置

合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとされたこと。(法第四六条関係)

一六 合併特例区の公の施設

合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができるものとし、公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならないものとされたこと。(法第四八条関係)

なお、例えば学校、公立図書館、市町村道、下水道等設置主体が個別法において制限されている公の施設を合併特例区は設置することはできないこ

とに留意すること。

一七 合併特例区の財産の処分等の制限

合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならないものとされたこと。(法第四九条・令第四五条関係)

(一) 合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合

(二) 財産を信託する場合

(三) (一) 及び (二) に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合

一八 報告等

(一) 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができるものとされたこと。(法第五〇条第一項関係)

(二) 合併市町村の長は、合併特例区の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができるとされたこと。(法第五〇条第二項関係)

一九 合併特例区の監査

合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の事務を監査するものとされたこと。(法第五一条関係)

二〇 合併特例区の解散

(一) 合併特例区は、設置期間の満了により解散すること。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継するものとされたこと。(第五二条第一項関係)

(二) 合併特例区は、(一) の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併



市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があった場合（政令で定める場合に限り。）に解散するものとされたこと。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令に所要の規定があるので留意すること。（法第五二条第二項並びに令第四七条・令第四八条関係）

## 二 合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則等

合併特例区協議会の同意又は合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則について定めるものとされたこと。（法第五三条・第五四条関係）

## 二二 住居表示に関する特例

合併特例区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併特例区の名称を冠するものとし、合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとされたこと。（法第五五条関係）

なお、「住民基本台帳事務処理要領について」（昭和四二年法務省民事甲第二六七一号、保発第三九号、庁保発第二二二号、四二食糧業第二六八号（需給）、自治振第一五〇号）について、平成一六年一〇月一九日付け総行市第四三四号各都道府県知事宛総務省自治行政局長通知により、所要の改正を行ったところであるので留意すること。

## 二三 合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例

合併特例区を設けている市町村において地域自治区を設ける場合には、合併特例区を設けている区域については、地域自治区を設けないことができるものとされたこと。（法第五六条関係）

## 二四 合併特例区の長の職務を行う者

新設合併後、合併特例区の長が選任されるまでの間、当該合併特例区の長に代わって職務を行う者の選任手続及びその権限を定めるものとする。（令第四九条関係）

## 第四 市町村の合併の推進に関する構想等に関する事項

### 一 基本指針に関する事項

(一) 総務大臣は、第一の一の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとされたこと。（法第五八条第一項関係）

(二) 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとされたこと。（法第五八条第二項関係）

① 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

② 二の構想を定めるに当たりよるべき基準

(三) 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとされたこと。この公表は、告示及び公衆に見やすい方法により行うものとされたこと。（法第五八条第三項関係・令第五九条関係）

### 二 構想の作成等に関する事項

(一) 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を定めるものとされたこと。（法第五九条第一項関係）

(二) 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとされたこと。（法第五九条第二項関係）

① 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

② 市町村の現況及び将来の見通し

③ ②の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ

④ ③の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項

(三) 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、三の市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならないものとされたこと。(法第五十九条第三項関係)

(四) 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとされたこと。(法第五十九条第四項関係)

### 三 市町村合併推進審議会に関する事項

(一) (二) (三) によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関(以下「市町村合併推進審議会」という。)を置くものとされたこと。(法第六〇条第一項関係)

(二) 市町村合併推進審議会は、(一) に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができるものとされたこと。(法第六〇条第二項関係)

### 四 合併協議会設置の勧告等に関する事項

(一) 都道府県知事は、地方自治法の規定により、構想対象市町村に対し、合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該構想対象市町村の意見を聴かなければならないものとされたこと。(法第六一条第一項関係)

勧告は、書面をもってしなければならないとされたこと。(令第五一条関係)

(二) 都道府県知事は、前項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、その旨を公表しなければならないものとされたこと。(法第六一条第二項関係)

(三) (一) により勧告を受けた構想対象市町村(以下「合併協議会設置勧告対象市町村」という。)の長は、それぞれ議会を招集し、当該勧告に基づく合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならないものとされたこと。(法第六一条第三項関係)

(四) 合併協議会設置勧告対象市町村の長は、(三) による議会の審議の結果を、速やかに公表し、かつ、(一) により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事に報告しなければならないものとされたこと。(法第六一条第四項から第六項まで関係)

(五) (三) の議会の審議により、その議会が合併協議会設置協議について可決した合併協議会設置勧告対象市町村以外の合併協議会設置勧告対象市町村(以下「合併協議会設置協議について可決しない市町村」という。)の長は、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。(法第六一条第七項、第一〇項関係)

(六) 合併協議会設置協議について可決しない市町村において、選挙権を有する者は、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。(法第六一条第一項から第一六項まで関係)

法第六一条第一項の規定による合併協議会設置協議についての投票の請求に係る署名収集等の手続きに関しては、法第四条第一項の規定による請求手続きの規定を準用することとされたこと。(令第五二条関係)

(七) (五) 又は(六) の請求があつた場合において、合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならないものとされたこと。(法第六一条第一七項から第二一項まで関係)

法第六一条第一七項の規定による合併協議会設置協議についての投票の手続きに関しては、法第四条第一四項の規定による投票手続きの規定を準用することとされたこと。(令第五四条関係)

(八) (七) の投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議について合併協議会設

置協議について可決しない市町村の議会が可決したものとみなすものとされたこと。(法第六十一条第二項関係)

(九) すべての合併協議会設置勧告対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した(八)により可決したものとみなされた場合を含む。場合には、すべての合併協議会設置勧告対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとされたこと。(法第六十一条第二項関係)

#### 五 報告の徴収に関する事項

構想対象市町村が合併協議会を置いているときは、都道府県知事は、当該合併協議会に対し、市町村の合併に関する協議の状況について報告を求めることができるものとされたこと。(法第六十二条関係)

#### 六 合併協議会に係るあつせん及び調停に関する事項

(一) 構想対象市町村が合併協議会を置いている場合において、当該合併協議会の委員相互の間において、合併市町村の名称、事務所の位置又は財産処分等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あつせん又は調停を行わせることができることとし、地方自治法の規定を準用するものとされたこと。(法第六十三条関係)

(二) 都道府県知事は、市町村合併調整委員にあつせん又は調停を行わせることとしたときは、直ちにその旨等を告示するとともに、当事者にこれを通知しなければならないものとされたこと。(令第五十六条関係)

#### 七 市町村の合併に関する協議の推進に関する勧告に関する事項

(一) 都道府県知事は、構想対象市町村が合併協議会を置いている場合において、必要があると認めるときは、当該構想対象市町村に対し、当該合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとされたこと。(法第六十四条第一項関係)

(二) 都道府県知事は、(一)により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、当該勧告を受けた構想対象市町村に対し、当該勧告に基づいて講じ

た措置について報告を求めることができるものとされたこと。(法第六十四条第三項関係)

#### 第五 その他

##### 一 国、都道府県等の協力等に関する事項

(一) 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとされたこと。(法第六十四条第一項関係)

(二) 国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされたこと。(法第六十五条第二項関係)

(三) 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとされたこと。(法第六十五条第三項関係)

(四) 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとされたこと。(法第六十五条第四項関係)

(五) 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、この法律に定めるもののほか、市町村相互間における必要な調整を行うものとされたこと。(法第六十五条第五項関係)

##### 二 特別区に関する特例に関する事項

法及び令中市に関する規定は、特別区に適用するものとされたこと。(法第六十六条関係・令第五十七条関係)

##### 三 罰則

所要の罰則規定を設けるものとされたこと。(法第六十七条から第六九条まで関係)

##### 四 施行期日

法、令及び規則は、平成一七年四月一日から施行するものとされたこと。

(法附則第一条、令附則第一条・規則附則第一条関係)

## 五 失効

法は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失うものとされたこと。(法

附則第二条関係)

## 六 経過措置

(一) 法の施行の日以後に市町村の合併に係る申請を行う合併関係市町村において、この法律の施行前に成立した旧法に基づく協議は、新法における協議とみなすこととされたこと。(法附則第六条関係)

(二) 旧法附則第二条の規定によりなおその効力を有するとされる旧法に基づく旧令の規定は、令の施行の日以後も、旧法関係規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有するとされたこと。(令附則第一条関係)

平成一七年五月三十一日には、麻生総務大臣が、「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」を各都道府県に対して示している。また、政府・市町村合併推進本部は、新法下での継続しての合併推進の方向性を確認し、同年八月三十一日に、新たな市町村合併支援プランを策定するなど、その取組みを進めている。

## ○新市町村合併支援プランの概要

(平成一七年八月三十一日 市町村合併支援本部決定)

### 第一 市町村合併支援の必要性

市町村合併は着実に成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところであり、平成一七年四月以降も、地方分権の一層の推進等の要請に応えていくため、新法の下で、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

## 第二 新支援プラン策定の方針

### 一 趣旨

新支援プランは、新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たつての支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するものである。

### 二 対象地域

(一) 都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村  
(二) 新法に基づいて合併した市町村

## 第三 新支援プラン

### 一 市町村合併支援策

(一) 地方行財政上の支援策及びその拡充策

#### ① 行政支援策

- 町村合併の市制要件の緩和
- 市町村合併が行われた場合の選挙権の特例
- 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- 政令指定都市の指定の弾力化
- 補助施設の他用途転用の取扱い
- 施設の統合整備に伴い廃止転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取扱い

○ 合併後市町村の人材育成への支援等

#### ② 財政措置等による支援

- 普通交付税の算定の特例
- 合併直後の臨時的経費に対する財政措置
- 合併市町村まちづくりのための事業に対する財政措置
- 合併前に必要となる事業に対する財政措置
- 合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置
- 合併準備経費に対する財政措置

○都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置

○税制上の特例措置等

(二) 関係省庁の連携による支援策

① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

ア 道路の整備(五事業)

イ 交通の利便性確保のための条件整備(四事業)

ウ 市街地の整備(一事業)

エ 住環境の整備(二事業)

オ 公園・緑地の整備(一事業)

カ 地域の再生(一事業)

② 豊かな生活環境の創造

ア 廃棄物処理対策の推進(一事業)

イ 上下道の整備(三事業)

ウ 下水道等の整備(五事業)

エ 消防・防災・国土保全の推進(八事業)

オ 情報通信の整備(四事業)

③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

ア 国民健康保険事業の安定的な運営の推進(一事業)

イ 高齢者の社会参加の促進(一事業)

④ 次世代を担う教育の充実(四事業)

⑤ 新世紀に適応した産業の振興

ア 農林水産業の振興(十六事業)

イ 商工業の振興(四事業)

⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり(六事業)

二 市町村合併支援アドバイザー制度

三 市町村合併の広報・啓発

(一) 全国合併市町村による参加・交流型イベントの実施

(二) 市町村合併の広報・啓発

#### 四 市町村合併支援窓口

##### 第四 都道府県の取組

都道府県においては、新法に基づいて速やかに構想を策定するとともに、構想に位置づけられた構想対象市町村及び合併市町村を対象として、都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランに基づき、引き続き必要な支援を行うことが望まれる。